

第2期出雲市空家等対策計画（案）へのご意見（パブリックコメント）と市の考え方について

意見番号	該当ページ	意見内容	市の考え方
1	5	2. 計画の目的 責務の当事者と根拠を明示するため、下線の文言を追加してはどうか。 ・・・ことを目的に、 <u>市が空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家法第四条の規定に基づき、策定するもの</u> です。	いただいたご意見を踏まえ、下線のとおり追記します。 「空家法第6条の規定に基づき、策定するものです。」
2	27	●行政の働きかけ、取組強化 以下の項目を追加すべきでないか。 ⇒必要に応じ、空家等を含む街並みの一体的整備を地域関係者と共に協議を進める。 【説明】 旧い町屋帯において空家等が発生する要因に以下の視点があるものとする。 ＜外から目線＞ 相続した現家屋は老朽が進んでいるとともに、周辺の住環境（狭い道等）が不都合であり帰郷して住んだり貸家にしたとしても、それをそのままにして改築やリフォームしても魅力がないし、土地が袋地であったり、境界が曖昧なままでは、更地にしても土地の活用ができない。 さらに、周辺家屋を含め、耐火や耐震性に問題がある場合が少なくないので定住することにためらいが湧くことは想像に難くない。 ＜内から目線＞ 空家の周辺では、空家に至らないまでも、その予備群的家屋が連担しているものが見受けられる。現代のバリアフリーや省エネが推奨される時代に、段差が残り低断熱の生活空間の家屋で、お年寄りにとって暮らしにくい造りのままで独居生活をされているし、外散策に対する歩行者空間が十分整っているとは言いがたい。健康的で家庭内事故や生活に負荷のない家屋や街並み環境を整えることは、そこに住む、あるいは住もうとする老若男女すべてに望ましいことと考える。 一方、本計画は、P6 4. 計画の位置付けにあるように、「出雲市国土強靱化地域計画」との整合及び連動したものと謳われている。 この「出雲市国土強靱化地域計画」P18～20V施策分野ごとの推進方針 2住宅・都市・土地利用（1）建築物の災害予防と（3）都市づくり・土地利用の方針が述べられている。これらは、民間の住宅、建築物の耐震化や老朽危険建物等の除却促進することと、防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進を掲げている。 結論）空家等を点として扱うことが出発点ではあるが、空家等を生んでいる都市空間（面）で考えていくと、空家等となった土地と空間は、魅力ある街並みに再生させていくための資源ではないか。 これを実現するため、地域のコミュニティを壊さないように十分配慮して、土地関係の整理や公共空間の創設、防災減災のために地域街並みをより良い方向に市がリードしていくことを自ら指向しているし、そうあってほしい。	空家等については個人の資産であることから、今後、国において検討されている管理不全土地等の対策方法などを踏まえ、所有者等が有効活用できる仕組み、手法等を検討します。ご意見は参考とさせていただきます。
3	29	所有者等に対する適正管理依頼の項目中のフロー図のページは29ではなく31である。	下線のとおり修正します。 「31ページのフロー図参照」
4	101	「出雲市空家等対策連絡会議設置要綱」第3条第4項に都市計画課長を追加すべきでないか。 【説明】 P27でも説明したが、空家対策とまちづくり、防災減災は近い関係にあり、本計画P7で・・・災害に強いまち・・・、・・・活気のあるまちづくり・・・、・・・空家の利活用が図られるまちづくり・・・が謳われている。街並み再生にかかる国庫補助事業の活用など情報収集においては都市計画課の参画が望まれる。	ご意見は参考とさせていただきます。